

介護保険における福祉用具

- 介護保険の福祉用具は、要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、居宅要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものを、保険給付の対象としている。

【厚生労働大臣告示において以下のものを対象種目として定めている】

対象種目

【福祉用具貸与】 <原則>

- ・ 車いす（付属品含む）
- ・ 床ずれ防止用具
- ・ 手すり
- ・ 歩行器(※ 2)
- ・ 認知症老人徘徊感知機器
- ・ 移動用リフト（つり具の部分を除く）
- ・ 特殊寝台（付属品含む）
- ・ 体位変換器
- ・ スロープ(※ 2)
- ・ 歩行補助つえ(※ 2)
- ・ 自動排泄処理装置

【特定福祉用具販売】 <例外>

- ・ 腰掛便座
 - ・ 排泄予測支援機器
 - ・ 簡易浴槽
- (※ 1) 入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室にすのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト

(※ 2 固定用スロープ、歩行器(歩行車は除く)、歩行補助つえ(松葉杖は除く)は、選択制の対象福祉用具となる。)

【給付制度の概要】

- ① **貸与の原則**：利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、介護保険給付の対象となる福祉用具は貸与を原則としている。
- ② **販売種目**：貸与になじまない性質のもの（他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によってもとの形態・品質が変化し、再利用できないもの）と、選択制（③）の対象福祉用具のうち、利用者が販売を選択したものは福祉用具の購入費を保険給付の対象としている。
- ③ **選択制**：利用者負担の軽減、制度の持続可能性の確保と福祉用具の適時・適切な利用や安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制を導入している。
- ④ **現に要した費用**：福祉用具の貸与及び購入は、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付が行われるよう、保険給付上の公定価格を定めず、現に要した費用の額により保険給付（原則9割、所得に応じて8割・7割支給）する仕組み。なお、貸与件数が月平均100件以上の商品については、貸与価格の上限設定（※）を実施しており、これを超えて貸与を行った場合は給付対象としない。また、販売は原則年間10万円を支給限度基準額としている。

※上限価格は当該商品の「全国平均貸与価格 + 1 標準偏差(1 SD)」（正規分布の場合の上位約16%）に相当する。

介護保険制度における福祉用具貸与の対象種目一覧(イメージ)

➤ 車いす



➤ 特殊寝台



➤ 床ずれ防止用具



➤ 歩行器

(歩行器)



(歩行車)



➤ 手すり



➤ 移動用リフト



➤ 徘徊感知機器



➤ スロープ

(携帯用スロープ)



(固定用スロープ)



➤ 歩行補助つえ

(単点杖)



(松葉杖)



(多点杖)



➤ 体位変換器

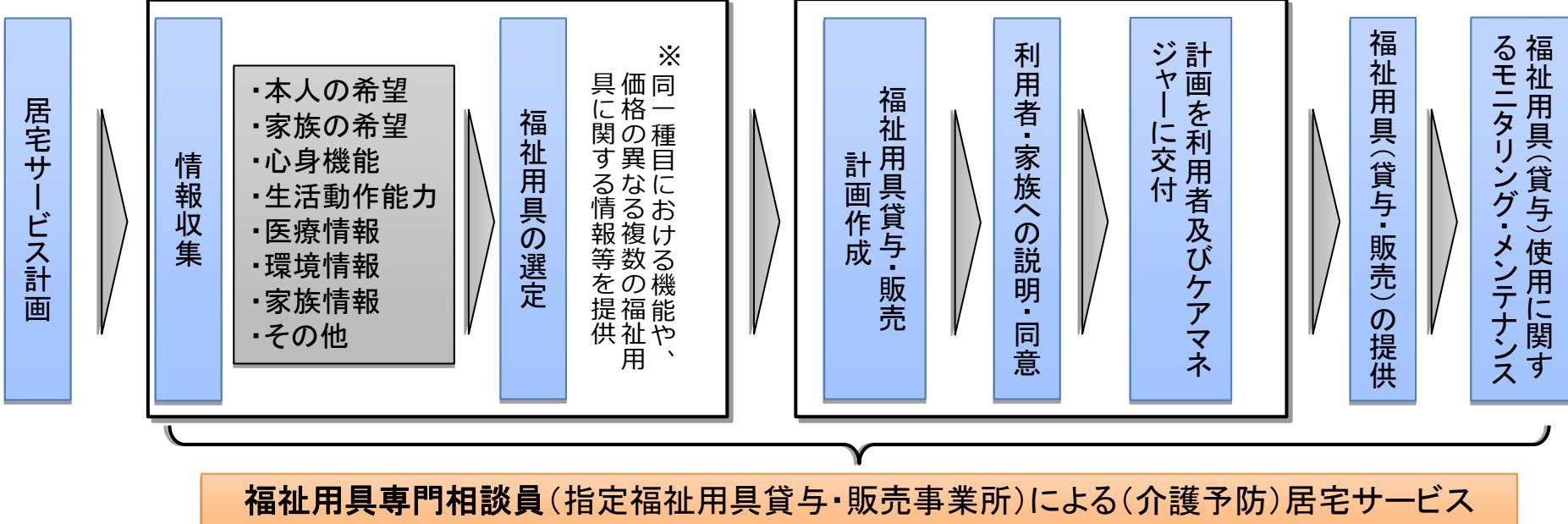


➤ 自動排泄処理装置



…赤枠は福祉用具の貸与と販売の選択制の対象となる種目のイメージ

福祉用具貸与・特定福祉用具販売の流れ



- 要介護者等の自立の促進及び介助者の負担の軽減を図り、利用者の状態に応じた福祉用具の適切な選定等を行うため、福社用具専門相談員は、利用者ごとに福社用具貸与・販売計画を作成する。
- 提供に当たっては、貸与する福社用具の機能、安全性、衛生状態等に関する点検、利用者の身体状況等に応じた福社用具の調整、使用方法や留意事項等の説明、指導を行う。
- また、福社用具貸与が計画に基づき適切に提供・使用されるよう 福社用具の使用状況の確認し、使用方法の指導・修理等(福社用具使用に関するモニタリングやメンテナンス)を貸与後も実施する。

※ 特定福社用具販売については、福社用具使用に関するモニタリング・メンテナンスの義務付けはない。

【福社用具貸与・販売計画に記載すべき事項】

利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、以下の事項を記載。

- 利用目標
- 福社用具の機種、当該機種を選定した理由、
- その他、関係者間で共有すべき情報(福社用具使用時の注意事項等)

※ 福社用具貸与の場合、福社用具専門相談員は、計画の作成後、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。

介護保険における福祉用具・住宅改修の主な制度改正等について

| 時期 | 制度改正等の概要 |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成12年 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法の施行 |
| 平成16年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状態から必要性が想定しにくい福祉用具が給付され、介護保険法の理念である自立支援の趣旨に沿わない事例があることから「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」を策定（※令和6年に改訂） |
| 平成18年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具の選定の判断基準を踏まえつつ、要支援者・要介護1の者について、車いす、特殊寝台等は給付の対象外に（※）一定の場合には給付対象となるようにするため、平成19年度に再度見直し ・事業者の責任の明確化を図るため、特定福祉用具販売について、指定事業者制度を導入 |
| 平成23年 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」における議論の整理（平成19年～平成23年にかけて開催） <ul style="list-style-type: none"> 論点1：いわゆる「外れ値」への対応について 論点2：比較的安価な福祉用具の取り扱いについて 論点3：専門職の関与と適切なアセスメント・マネジメントの推進について |
| 平成24年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具貸与・販売の目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与・販売計画の作成の義務化 |
| 平成27年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援に資する福祉用具の利用を図る観点から、指定講習カリキュラムの見直し・講習時間の拡充（40時間→50時間）、福祉用具専門相談員の要件の見直し（介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者を除外） ・福祉用具専門相談員が福祉用具に関する必要な知識の習得及び能力の向上等の自己研鑽を行うことの努力義務化 ・給付効率の観点から、複数の福祉用具を貸与する場合は、通常の貸与価格から減額して貸与することを可能とする。 |
| 平成30年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修の事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式を国が示すとともに、複数の事業者から見積もり取得について、介護支援専門員等が利用者に説明の義務化 ・利用者に対する貸与しようとする商品の全国平均貸与価格の説明、機能や価格帯の異なる複数の商品の提示、福祉用具貸与・販売計画書を介護支援専門員への交付を規定 ・福祉用具の貸与価格の上限設定（月平均100件以上の貸与件数がある商品は全国平均貸与価格 + 1標準偏差（1 SD）を上限） |
| 令和3年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援の退院・退所加算等における退院・退所カンファレンスにて、福祉用具専門相談員等の関係職種の関与を明示 ・福祉用具貸与の価格の上限設定について、適正化の効果と事業者負担を考慮し、設定された上限価格の見直しの頻度3年に1度へ変更 |
| 令和6年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入 ・福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリング実施時期を追記し明確化 ・福祉用具専門相談員がモニタリング結果を記録し、その記録を介護支援専門員へ交付することを義務付け |